

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議題	2
(1)	議会の構成について	2
①	議席について	2
②	議会運営委員の選任について	2
③	総務常任委員会について	2
④	議会改革推進特別委員の選任について	2
⑤	議会広報広聴委員の選任について	2
(2)	栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	4
(3)	協議事項について	5
①	会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	5
(4)	報告事項について	6
①	塩谷広域行政組合議会について	6
②	報告第1号 市長の専決処分事項報告について	6
	専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例	6
③	報告第2号 市長の専決処分事項報告について	6
	専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例	6
④	報告第3号 市長の専決処分事項報告について	6
	専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	6
⑤	報告第4号 市長の専決処分事項報告について	9
	専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について	9
⑥	報告第5号 市長の専決処分事項報告について	10
	専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について	10
⑦	報告第6号 令和5年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	11
⑧	報告第7号 令和5年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	12
⑨	報告第8号 令和5年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	13
⑩	報告第9号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について	14
⑪	車両破損事故の和解について	16
4	その他	16
5	閉 会	17

日 時 令和6年5月31日(金) 午前10時00分～午前10時37分
場 所 議場

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市 長 森 島 武 芳
- ② 教 育 長 塚 原 延 欣
- ③ 総 合 政 策 部 長 兼 総 合 政 策 課 長 和 田 理 男
- ④ 秘 書 広 報 課 長 宮 本 典 子
- ⑤ 総 務 部 長 兼 総 務 課 長 高 橋 弘 一
- ⑥ 税 務 課 長 高 久 聡 子
- ⑦ 健 康 福 祉 部 長 兼 社 会 福 祉 課 長 沼 野 晋 一
- ⑧ 市 民 生 活 部 長 兼 生 活 環 境 課 長 山 口 武
- ⑨ 経 済 部 長 兼 農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 村 上 治 良
- ⑩ 建 設 部 長 兼 建 設 課 長 柳 田 豊
- ⑪ 教 育 部 長 兼 教 育 総 務 課 長 佐 藤 裕 司
- ⑫ 上 下 水 道 事 務 所 長 兼 水 道 課 長 柳 田 恭 子
- ⑬ 下 水 道 課 長 江 連 康 一

【 議会事務局 】

- ① 事 務 局 長 星 哲 也
- ② 局 長 補 佐 清 水 ゆう子
- ③ 副 主 幹 粕 谷 嘉 彦
- ④ 副 主 幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫薫） 皆様おはようございます。

会議期間中の報道機関等による写真撮影を許可いたします。

また、子ども課長より会議を欠席する旨の届けがあります。

全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶があります。

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回、第 396 回定例会議に市当局から提出いたします案件は、報告事項 9 件、補正予算 2 件、条例の一部改正 1 件及びその他 1 件の計 13 件でございます。

各報告事項につきましては、所管の部課長から説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げまして御挨拶といたします。

3 議題

(1) 議会の構成について

- ① 議席について
 - ② 議会運営委員の選任について
 - ③ 総務常任委員会について
 - ④ 議会改革推進特別委員の選任について
 - ⑤ 議会広報広聴委員の選任について
-
-

○議長 議題に入ります。

(1) 議会の構成について、①から⑤までについて一括説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 御報告いたします。3 議題の（1）議会の構成に

についての概要については、去る5月24日議会運営委員会を開催し、取扱い等について協議いたしました結果について御報告いたします。①議席については、議席番号3番は欠番とし、議席の変更は行わないこととなりました。②議会運営委員の選任について、③総務常任委員会の副委員長について、④議会改革推進特別委員の選任について及び⑤議会広報広聴委員の選任については、それぞれ欠員が生じておりますので、それぞれ補充をするというものであります。

なお、②議会運営委員の選任については本会議において、④議会改革推進特別委員及び⑤議会広報広聴委員の選任については、全員協議会において議長から指名することになります。

以上報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

それでは、③総務常任委員会について、去る3月29日から、副委員長が欠員となっておりましたが、4月22日に総務常任委員会副委員長選挙が行われ、9番櫻井恵二議員が総務常任委員会副委員長に選任されましたので報告をいたします。この件についてはよろしいでしょうか。

次に④議会改革推進特別委員の選任については、議長から委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なし)

御異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。議会改革推進特別委員に9番櫻井恵二議員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(なし)

御異議なしと認めます。

したがって、議会改革推進特別委員については、ただいまの指名のとおり決定をいたしました。

次に⑤議会広報広聴委員の選任については、議長から委員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なし)

御異議なしと認めます。

それでは指名いたします。議会広報広聴委員に7番掛下法示議員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(なし)

御異議なしと認めます。

したがって、議会広報広聴委員については、ただいまの指名のとおり決定をいたしました。

(2) 栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長 次に(2)栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について説明を求めます。

○事務局長(星哲也) (2)栃木県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、欠員となっておりますので、1名の選出をお願いするのでございます。

以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

ないようですので次に進みます。

(3) 協議事項について

① 会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 次に(3)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長 ①会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて御協議申し上げます。

令和6年矢板市議会定例会の議会運営については、去る5月24日午後1時30分から第2委員会室において議会運営委員会を開催し協議いたしました。通年議会の実施により、会期については本日から令和7年4月30日までの335日間とし、第396回定例会議の会議期間については、本日から6月13日までの14日間と決定いたしました。議事日程につきましては、御手元に配付の日程表のとおりであります。

議案の取扱いにつきましては、議案第1号及び議案第2号については予算決算常任委員会に、議案第3号については総務常任委員会に、議案第4号については教育福祉産業常任委員会に付託する予定であります。

また、栃木県後期高齢者医療広域連合議員の選挙につきましては、指名推選でお願いいたします。

何卒、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないようですので、議会運営委員長説明のとおり御協力をお願いいたします。

(4) 報告事項について

① 塩谷広域行政組合議会について

○議長 次に(4)報告事項、①については、私から御報告を申し上げます。

去る5月30日午後1時半から、エコパークしおやにおいて全員協議会が開催され、その後、第154回塩谷広域行政組合議会臨時会が開催されました。

議案については、議案第1号 令和6年度塩谷広域行政組合一般会計補正予算(第1号)、議案第2号 監査委員の選任同意について、議案第3号 財産の取得についての3件であります。いずれの議案も原案のとおり可決されました。

詳細につきましては、事務局に資料がありますので、御覧いただければと存じます。

以上で報告を終わります。

② 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例

③ 報告第2号 市長の専決処分事項報告について

専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例

④ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について

専決第5号 矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長 次に②から④までについて一括説明を求めます。

○税務課長(高久聡子) それでは、報告第1号、報告第2号及び報告第3号について御説明いたします。

報告第1号、報告第2号及び報告第3号につきましては、市長の専決処分事項報告についてございまして、専決第3号 矢板市市税条例の一部を改正する条例、専決第4号 矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例、専決第5号 矢

板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

令和6年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、4月1日から施行されるものの改正でございまして、改正の概要につきましては、3月の全員協議会において、御報告申し上げたところでございます。

報告事項の1ページを御覧ください。報告第1号 市長の専決処分事項報告について及び2ページ専決第3号 専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきます。3ページ矢板市市税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

主な改正について申し上げます。初めに、第51条市民税の減免、2ページ第71条固定資産税の減免、第139条の3特別土地保有税の減免について、職権による減免を可能とする規定を追加する改正でございます。

続きまして、5ページ附則第4条の6から22ページまでは令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除いわゆる定額減税に係る規定を新設する改正でございます。22ページ下段の附則第4条の9は令和7年度分に限り、同一生計配偶者を有する者の所得割から1万円を控除する改正でございます。

次に23ページ附則第6条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例についての規定でございまして、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替え規定を追加する改正でございます。

次に26ページ附則第8条の3第3項は、新築の認定長期優良住宅に係る特例について、固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用できることとする規定を新設する改正と9項以降29ページまでは、地方税法規則改正にあわせた改正及び項ずれを反映した改正でございます。

次に 30 ページ附則第 9 条から 37 ページ附則第 13 条までは、土地に係る固定資産税の負担調整措置を令和 6 年度から令和 8 年度に延長することと年度の更新の改正でございます。

次に 39 ページ附則第 14 条の 3 から 44 ページ附則第 18 条の 3 については、特別税額控除の対象となる所得割の額について、それぞれの所得等に係る個人市民税の所得割の額を含める読替え規定を追加する改正でございます。

そのほかの改正につきましては、地方税法等の改正による引用条文の項ずれによる改正となっております。施行期日、経過措置につきましては、44、45 ページ附則に記載のとおりでございます。

続きまして、46 ページになります。報告第 2 号市長の専決処分事項報告について、47 ページ専決第 4 号専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきまして次のページ、矢板市都市計画税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

この改正は、法附則第 15 条各項の、引用条文の項ずれに伴う改正と先ほど市税条例の改正で申し上げました固定資産税の負担調整措置と同様、土地に係る負担調整措置の適用期限を令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年延長する改正でございます。施行期日、経過措置につきましては、55 ページに記載のとおりでございます。

続きまして、56 ページになります。報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について、57 ページ専決第 5 号 専決処分書につきましては、朗読を省略させていただきまして次のページ、矢板市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、改正内容の説明をさせていただきます。

この改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 24 万円に引き上げるほか、均等割額と平等割額を軽減する制度における軽減判定所得を算定する際

の、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減基準額は29万5千円に、2割軽減基準額では54万5千円にそれぞれ引き上げる改正でございます。施行期日、適用区分につきましては、61ページに記載のとおりでございます。

説明は、以上です。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

⑤報告第4号 市長の専決処分事項報告について

専決第6号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 次に⑤について説明を求めます。

○建設課長（柳田豊） 報告第4号 市長の専決処分事項についてでございます。

この件につきましては、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものです。

報告事項の62ページを御覧願います。報告第4号 市長の専決処分事項報告について。下記事項について、地方自治法昭和22年法律第67号第180条第1項の規定により、別紙の通り専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。令和6年5月31日矢板市長森島武芳。

専決第6号でございますが、朗読を割愛させていただき御説明させていただきます。本件は、令和5年11月12日に矢板市上佐野地先市道第1農場1号線上の新明橋におきまして、橋面舗装の打ち継ぎ目の劣化による陥没穴において、原動機付自転車が通過した際に発生した車両損傷に対するもので、損害賠償額5万8,245円として、令和6年5月2日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

⑥ 報告第5号 市長の専決処分事項報告について

専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 次に⑥について説明を求めます。

○建設課長 報告第5号 市長の専決処分事項報告についてでございます。この件につきましても、市道にて発生した車両事故につきまして、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものです。

報告事項の64ページを御覧願います。報告第5号 市長の専決処分事項報告について。下記事項について、地方自治法昭和22年法律第67号第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。
令和6年5月31日矢板市長森島武芳。

専決第7号でございますが、朗読を割愛させていただき御説明させていただきます。こちら先ほどの専決第6号と同じ案件となりますが、原動機付自転車の使用者が転倒した際に、身体に損傷を負ったもので、損害賠償額10万2,780円として、令和6年5月2日に和解となりました。和解の条件及び相手方については、記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

⑦ 報告第6号 令和5年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 次に⑦について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） それでは続きまして、報告第6号について御説明いたします。

報告事項の67ページをお願いいたします。令和5年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。これは令和5年度におきまして、繰越明許費の取扱いをした事業について、法の定めるところにより報告するものでございます。上から順に事業名と繰越しの理由、こちらを御説明してまいります。

まず、市民税賦課事務こちらは個人住民税の定額減税制度に係るシステム改修業務でございまして、国の仕様書の作成が遅れシステムの年度内改修が見込めないため、繰越しをしたものでございます。

次の戸籍住民基本台帳事務は、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記及び戸籍のふりがな記載に係るシステム改修業務でございまして、こちらも国の標準仕様書の作成が遅れ年度内の完了が見込めないため、繰越しをしたものでございます。

続きまして、低所得世帯支援給付金給付事業でございます。住民税の均等割のみが課税されている世帯へ10万円を給付すること。また、子ども加算といたしまして、住民税非課税世帯と住民税の均等割のみが課税されている世帯に対し、18歳以下の児童一人当たり5万円を給付する事業でございます。本年2月5日に補正予算の議決をいただいた事業でございまして、3月上旬にシステム改修が完了し、3月中旬に対象者へ通知いたしました。申請期間を3か月設ける必要があるため、給付の年度内完了が見込めず繰越しをしたものでございます。

次の土木総務管理事務でございますが、個人の住宅に係る耐震建て替え補助金でございます。建設資材の不足などの影響によりまして、建て替え工事に遅れが

生じ、年度内完成が見込めないため繰越しをしたものでございます。

次の都市構造再編集中支援事業。こちらは中央通りの富田アンダー、電気設備改修工事等でございます。先行して実施している建築工事におきまして、資材調達の遅延などにより、建築工事に遅れが生じ、電気設備改修工事の年度内完成が見込めないためでございます。

次の道路新設改良事業（市内全域）、こちらは市道泉長井1号線の道路改良工事におきまして工事期間が営農の繁忙期と重なり、工事期間中の通行規制について、地元調整に不測の日数を要したため、繰越しをしたものでございます。

次のわかば通り整備事業は、地元調整や用地交渉に不測の日数を要したことによる繰越しでございます。

最後の林業施設災害復旧事業は、昨年9月の大雨により被災した林道寺山線と細田線に係る災害復旧工事でございます。国の災害査定における交付決定に不測の日数を要したため、復旧工事の年度内完成が見込めないため繰越しをしたものでございます。いずれの事業も年度内に完了予定となっております。

説明は以上です。

○議長 説明終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

ないものと認めます。暫時休憩します。

⑧ 報告第7号 令和5年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。次に⑧について説明を求めます。

○水道課長（柳田恭子） 報告第7号について御説明いたします。

報告事項の68ページを御覧ください。こちらは、令和5年度におきまして、繰越明許費の取扱いをいたしました事業について、法の定めるところにより報告す

るものでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、報告事項の69ページ繰越計算書を御覧ください。事業名は、第二農場低区1号配水池・着水井築造工事でございます。当該事業の部材であるステンレス鋼板製品が世界情勢の影響を受け、調達に不測の日数を要したため、繰越したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

⑨ 報告第8号 令和5年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長 次に⑨について説明を求めます。

○下水道課長（江連康一） それでは報告事項の70ページを御覧ください。報告第8号でございます。こちらも令和5年度の下水道事業会計において繰越しをする事業について、法の定めるところにより報告するものでございます。

それでは1枚おめくりいただきまして次のページ71ページの令和5年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。事業名は、矢板市公共下水道矢板市水処理センターの建設工事委託に関する協定になります。繰越しの理由といたしましては、設計積算の内容などの見直しにより不測の日数を要したため繰り越したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

⑩ 報告第9号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長 次に⑩について説明を求めます。

○農林課長（村上治良） 報告第9号公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出について御報告いたします。なお、72ページになりますけれども報告事項の朗読を省略させていただきまして、その概要について報告させていただきます。

この件につきましては、矢板市及び塩野谷農業協同組合の出資団体である矢板市農業公社の経営状況に関する説明書として、法の定めるところにより、提出するものであります。

資料経営状況説明書の3ページを御覧ください。初めに令和5年度の事業報告でございます。矢板市農業公社は、公益財団法人として、農業の生産性の向上と、農業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的といたしまして、農地流動化に関する事業など五つの事業を実施しております。3ページ下段から役員等に関する事項となり、理事、監事、次の4ページには、評議員及び職員数など記載のとおりとなっております。

続きまして4ページ中段の事業の状況でございます。(1) 農地流動化に関する事業といたしまして、農地貸借等契約支援事業及び農地中間管理事業受託事業（農地バンク事業）を実施いたしました。次の5ページでは、(2) 農業経営の安定化を図る事業といたしまして、農作業受委託推進事業、農業者相談事業及び認定農業者支援事業を行いました。次の(3) 地域特産物普及推進事業は、矢板高原米ブランドPR事業としてJAまつりにてPRに努めたところであります。次の(4) 就農支援及び都市住民と農業者との交流促進事業は、農業体験学習事業として、矢板高校のインターンシップ事業等の受入農家への支援をいたしました。7ページから3. 役員等に関する事項となっております。理事会につきましては、書

面会議を含む計7回、評議員会は4回開催いたしました。

続きまして12ページからが財務諸表となっております。中段の3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高ですが、当期の増減はございませんでした。

次の13ページの固定資産については、OA機器等の器具備品の期末簿価残高でございます。

次に14ページを御覧ください。正味財産増減計算書でございます。初めに(1) 経常収益についてですが、事業収益である事業受託収益は増えましたが、職員の1名減による受取補助金の減により、経常収益は925万3,831円となったところであります。

次に(2) 経常費用になりますが、事業費として職員の人件費の他、施設運営等の経常経費、法人運営に関する管理費などにより、経常費用は929万2,653円となりました。

次に、表の一番下の欄になりますけれども御覧ください。ただいまの当期経常収益費用により、一般及び指定正味財産を合計した正味財産期末残高は3,024万7,887円となりました。詳細につきましては、次ページ以降の添付資料のとおりでございます。

続きましてページ飛びますが、21ページからを御覧ください。令和6年度の事業計画書及び収支予算になります。こちらは公益財団法人として基本方針にありますとおり、農業の振興と地域の活性化を目的といたしまして、農地流動化に関する事業など、公益目的事業の各種事業に引き続き取り組むこととしているところでございます。29ページまでが詳細な資料となっておりますので、こちらは後程御覧いただければと思います。

以上で公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出についての御報告とさせていただきます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

⑪ 車両破損事故の和解について

○議長 次に、⑪について説明を求めます。

○水道課長 車両破損事故の和解について御報告いたします。

この件は、本年3月に石川県輪島市において発生した車両事故につきまして、事故の相手方と和解となりましたので報告するものでございます。

それでは資料を御覧ください。事故は令和6年3月6日石川県輪島市門前町の地原浄水場敷地内におきまして、能登半島地震に伴う被災地での応急給水活動派遣中に発生いたしました。本市の過失割合が10でございましたので、令和6年4月30日に損害賠償額12万4,438円を全額お支払いいたしました。相手方及び和解の内容につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

4 その他

○議長 次に4その他に入ります。(1)について説明を求めます。

○事務局長 (1)市長就任祝賀会についてでございます。すでに御案内のとおり6月13日木曜日の午後6時からさのや会館にて行います。御出席くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 それでは皆様よろしくお願ひいたします。

その他について、議員各位及び市当局から何かありませんか。

(なし)

ないものと認めます。

5 閉 会

○議長 以上で全員協議会を閉会といたします。

(1 0 : 3 7)

令和 年 月 日

議長